

許可申請手続き関係

★ 新規許可申請

★ 許可申請書の提出先

- 県内に営業所がある場合 → 主たる営業所の所在地を管轄する警察署
- 県内に事務所又は住所がない場合 → 県内のいずれかの警察署

県外在住で、且つ、県内において行商のみをする様な事業者の方は県内のどこの警察署でも許可の申請ができます。

その場合、許可後の変更届出等については、許可時に申請した警察署以外には提出できなくなりますのでご注意ください。

★ 許可申請書

- 特定金属類取扱業許可（許可更新）申請書（別記様式第1号）

★ 添付書類

個人申請の場合

1. 履歴書
2. 住民票の写し（日本人は本籍地、外国人は国籍及び在留資格等が記載されたもの）
3. 条例第4条第1号～第12号及び第14号に該当しない旨の誓約書
4. 破産をして復権を得ない者に該当しないことの市町村長発行の身分証明書
5. 未成年者の場合は法定代理人関係書類

法人申請の場合

- ア. 定款の写し（原本の内容と相違ないことの代表者による証明をしたもの）
- イ. 登記事項証明書
- ウ. 役員全員の上記1、2、4の書類
- エ. 条例第4条第1号、第3号～第9号、第13号及び第14号に該当しない旨の誓約書

★ 申請手数料

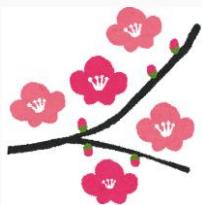
新規許可申請手数料 **17,000円**

※手数料については、茨城県収入証紙で納付する必要があります。

茨城県収入証紙は各警察署において購入することができます。

★ 申請時期

令和7年4月1日～



※旧条例の許可（届出）を受けている場合でも、**令和7年4月1日～令和7年9月30日までの間**に新規許可申請をしなかった場合、同年10月1日以降は無許可営業として刑事処分などの対象となる場合があります。